

## 土地区画整理組合保留地処分要領

### (要旨)

第1 この要領は、土地区画整理法（昭和29年法律 第119号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）が行う法第96条第1項に規定する保留地（以下「保留地」という。）の処分に関し、適正かつ円滑な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

### (事前協議)

第2 組合は、保留地の処分をするときは、あらかじめ様式第1号により土木部長に協議しなければならない。

### (譲渡価格)

第3 保留地の譲渡価額は、土地区画整理事業の公共性に鑑み、国土利用計画法（昭和49年法律 第92号）及び地価公示法（昭和44年法律 第49号）並びに事業計画における資金計画の趣旨に沿って適正に定めるものとし、その具体的な運用については、土木部長通知（昭和50年2月28日付け都計第605号）によるものとする。

### (処分の公告)

第4 保留地の処分に関し公告を行う場合においては、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律 第134号）の趣旨に従い、適正に行うよう配慮しなければならない。

### (譲渡方法)

第5 保留地の譲渡人の選定は、原則として公開の抽選方法（以下「抽選方法」という。）によるものとする。ただし、用途を住宅用地に指定して譲渡される保留地以外の保留地については、あらかじめ上限価格を設定し、その価額の範囲内において譲渡人を選定する場合及び組合の保留地処分規定に特段の定めがある場合に限り、抽選以外の方法により譲渡人を選定することができるものとする。

第5-2 前項本文の規定は、組合が次の各号の一に該当する保留地の処分を行う場合は、適用しない。

- (1) 国又は公共団体に譲渡するとき。
- (2) 公共事業の代替用地として、譲渡するとき。

### (譲受人)

第6 組合は、保留地の譲受人を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項について、譲受人に必要な資料を公開し、かつ教示しなければならない。

- (1) 施行地区内の公共施設及び公益施設並びに供給又は処理施設
- (2) 教育施設
- (3) 宅地の整地計画及び地盤の状態
- (4) 保留地の使用又は収益の開始日
- (5) その他組合が必要と認める事項

(申込みの制限)

第7 同時に行われる保留地の処分において、一つの区画について第5第1項本文の規定による選定の申込みをした者は、他の区画について当該選定の申込みをすることができないものとする。

(譲渡契約)

第8 保留地の譲渡契約は、第5の規定において選定された譲受人と締結するものとする。

なお、譲受人が次の各号の一に該当することになった場合は、当該契約を解約できるよう契約書に定めておくものとする。

- (1) 保留地の譲渡契約締結後、指定した期限まで購入代金を支払わないとき。
- (2) その他保留地の目的に応じて付された条件に違反したとき。

(処分状況の報告)

第9 組合は、保留地の処分をしたときは、速やかに処分の方法及び譲渡価額について、様式第2号により土木部長に報告しなければならない。

(書類の経由)

第10 この要領に基づき土木部長に提出する書類は、市町村長を経由しなければならない。

附則

この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。